

2013 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都中央卸売市場築地市場
特定テナント等事業者	東京都水産物卸売業者協会
特定テナント等事業者	東京シティ青果株式会社
特定テナント等事業者	築地市場青果連合事業協会
特定テナント等事業者	一般財団法人 東京都中央卸売市場環境整備協会

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			東京都中央卸売市場築地市場							
事業所の所在地			東京都中央区築地五丁目2番1号							
業種等	事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く		地方公務				
		産業分類名	地方公務							
	事業所の種類	主たる用途	卸売市場							
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)			前年度末	278,525.66	m ²	基準年度	283,201.00	m ²
		用途別内訳	事務所	前年度末	44,916.67	m ²	基準年度	45,647.00	m ²	
			情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²	
			放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²	
			商業	前年度末	50,543.10	m ²	基準年度	50,640.00	m ²	
			宿泊	前年度末		m ²	基準年度		m ²	
			教育	前年度末		m ²	基準年度		m ²	
			医療	前年度末		m ²	基準年度		m ²	
			文化	前年度末		m ²	基準年度		m ²	
			物流	前年度末	107,297.76	m ²	基準年度	88,656.00	m ²	
駐車場	前年度末		72,758.95	m ²	基準年度	95,354.00	m ²			
工場その他上記以外	前年度末	3,009.18	m ²	基準年度	2,904.00	m ²				
事業の概要			水産物・青果物などの生鮮食料品等を販売するために、卸売市場法（昭和46年法律第35号：改正平成23年法律第82号）に基づき東京都が、農林水産大臣の認可を受けて開設する市場。 一日当たりの取扱数量は、水産物が1,799t、青果物が1,163tである。（平成24年） ※平成25年度事業概要より抜粋。							
敷地面積			230,836.00 m ²							

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1-2) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

[illegible]

(3) 担当部署

計 画 の 担当部署	名 称		東京都中央卸売市場築地市場設備課
	連 絡 先	電 話 番 号	03(3547)8044
		ファクシミリ番号	03(3547)8084
		電子メールアドレス	S0200185@section.metro.tokyo.jp
公 表 の 担当部署	名 称		東京都中央卸売市場管理部市場政策課
	連 絡 先	電 話 番 号	03(5320)5743
		ファクシミリ番号	03(5388)1590
		電子メールアドレス	S0000659@section.metro.tokyo.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	☒ ホームページで公表	アドレス : http://www.shijou.metro.tokyo.jp
	☒ 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 : 東京都中央卸売市場管理部市場政策課
		所在地 : 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
		閲覧可能時間 9:00-17:00
	☐ 冊 子	冊子名 :
		入手方法 :
	☐ そ の 他	

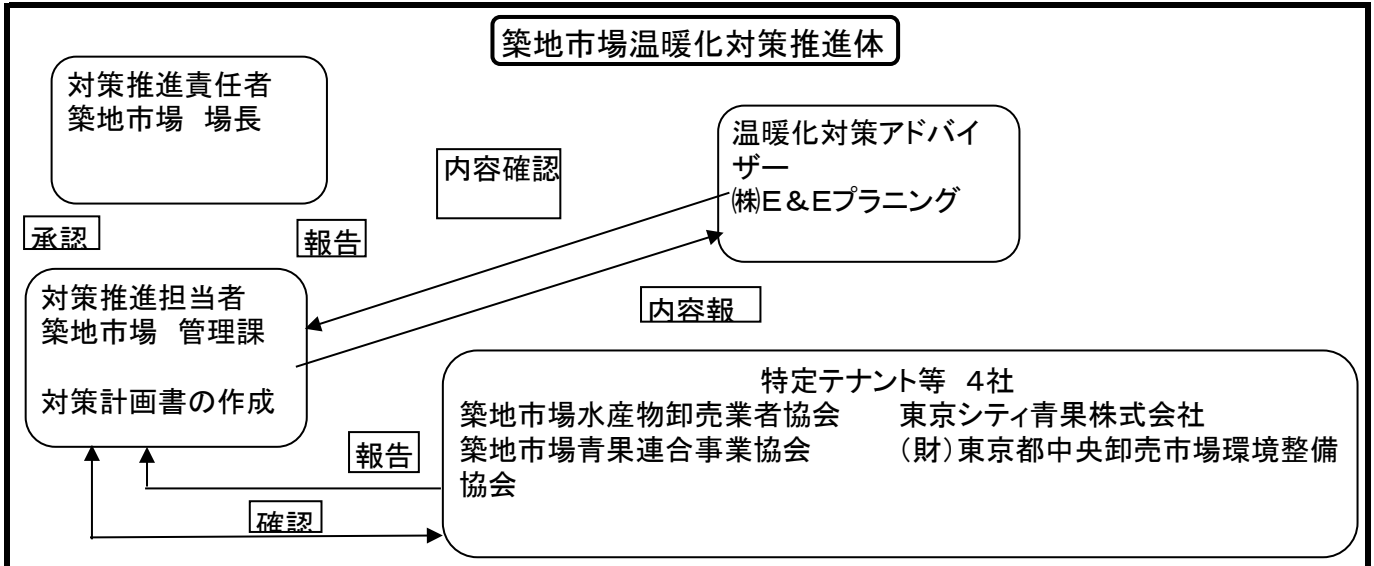
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の 使用開始年月日	●平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		○平成18年4月1日 以降
			年 月 日

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

- 最終年度における温室効果ガスの排出見込みは、基準年度比▲8%以上とする。
- 「築地市場温暖化対策・省エネルギー等推進員会議」の定期的な開催。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計 画 期 間	2010 年度から 2014 年度まで					
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	最終年度における温室効果ガスの排出量は、基準年度比▲８％以上とする。				
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	節水等の呼びかけを行い、上水の使用量削減を目指す。				
削 減 義 務 の 概 要	基 準 排 出 量	30,235	t（二酸化炭素 換算）/年	削 減 義 務 率 の 区 前 減 量 率	I - 1	
	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	139,085	t（二酸化炭素 換算）		8.0%	

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計 画 期 間	2015 年度から 2019 年度まで	
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	移転のため不明。
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	移転のため不明。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO ₂)		28,010	27,449	25,364	24,424	
そ の 他 ガ ス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)					
	メ タ ン (CH ₄)					
	一 酸 化 二 窒 素 (N ₂ O)					
	ハイトﾞロフルオロカーボン (HFC)					
	パーフルオロカーボン (PFC)					
	六ふっ化いおう (SF ₆)					
	上 水 ・ 下 水	160	118	133	127	
合 計		28,170	27,567	25,497	24,551	

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	年度
延 べ 面 積 当 たり 特 定 温 室 効 果 ガ ス 年 度 排 出 量	100.6	98.6	91.1	87.7	

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

☒ 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2004, 2005, 2006年度 ）
☐ 排出標準原単位を用いる方法	
☐ その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2010 年度から 2014 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	30,235	30,235	30,235	30,235	30,235	151,175
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = $\Sigma A - D$)						139,085
	削減義務量 (D = $\Sigma (A \times B)$)						12,090
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	27,449	25,364	24,424			77,237
	排出削減量 (F = A - E)	2,786	4,871	5,811			13,468

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

1. 事業者の営業活動、特に取扱数量 卸売市場の経済活動の活発さを表す端的な指標であり、取扱量の増加とエネルギー消費量などの環境負荷の増加は、基本的に比例する。ただし、開設者・業界による温暖化対策によって温室効果ガスの排出を低減させる必要がある。
2. 場内利用車の増減 場内で荷役に用いられる車両（ターレット、フォークリフト等）について、電動化の推進などにより温室効果ガスの排出を低減させる必要がある。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
1	150100	15_受変電設備の管理	受電用特高変圧器の切替運転	期間内	
2	150200	15_照明設備の運用管理	高効率ランプへの更新	期間内	
3	150100	15_受変電設備の管理	トップランナー変圧器の導入	期間内	
4	150200	15_照明設備の運用管理	屋外照明の高効率化	期間内	
5	150200	15_照明設備の運用管理	インバータ照明器具の設置	期間内	
6	130300	13_換気設備の運転管理	省エネファンベルトへの更新	実施せず	更新を試行した結果、省エネファンベルトの耐久性に問題があったため。
7	130100	13_空気調和の管理	温湿度の適正管理	期間内	
8	130200	13_空気調和設備の効率管理	駐車場CO2等濃度制御システムの導入	期間内	
9	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	ターレット式構内運搬自動車の電動化	期間内	
10	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	フォークリフトの電動化	期間内	
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

以下、項目7で記載した対策について述べる。

対策1「受電用特高変圧器の切替運転」

当市場内にある特別高圧電気用の変圧器について、従来は2台並列運転としていたものを、1台単独運転に変更することにより、変圧器内での損失を半減させたものである。旧制度中に実施し、特に問題もなかったため、今後も継続することとした。

対策2「高効率ランプへの更新」

当市場では、主に屋内で生鮮食料品を取引することから、水産物仲卸業者を中心に白熱球が使用されてきたが、省エネ的な観点から「電球型蛍光灯」への交換を場内業者をお願いしている。更新は完了し、一定の成果をあげることができた。

対策3「トッランナー変圧器の導入」

当市場がもつ160台の変圧器について、順次トッランナー基準のものに更新を行なっていくことで、無負荷損の低減をはかる。更新予定の置き換えは完了し、一定の成果をあげることができた。

対策4「屋外照明の高効率化」

当市場がもつ787灯の高圧水銀ランプをメタルハイドランプに順次更新していくことで、必要な電力を削減する。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策5「インバーター照明器具の設置」

場内の通路照明を中心に、蛍光灯（40W型）を（Hf32型に）更新することで、必要な電力を削減する。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策6「省エネファンベルトへの更新」

場内換気設備等に使用されているファンベルトを省エネ型に順次更新することで、必要な電力量を削減する。
18年度に更新したファンベルトの耐久性に問題が生じたため、22年度以降は施工を中止している。

対策7「温湿度の適正管理」

東京都の事務室において、室内温度を夏季28度、冬季20度に設定することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策8「駐車場CO2濃度システムの導入」

勝どき門立体駐車場の地下において、換気設備はタイマー制御運転とされていたが、CO2濃度制御を導入し、換気風量、運転時間等を必要最低限とする。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策9「ターレット式構内運搬自動車の電動化」

当市場内で荷役に利用されるターレット式構内運搬自動車について、使用燃料としてガソリンが使用されている。これを電動車への更新することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策10「フォークリフトの電動化」

当市場内で荷役に利用されるフォークリフトについて、使用燃料としてLPGガスとガソリンが使用されている。これを電動車への更新することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。